

神山町営住宅設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、<u>その他婚姻の予約を含む。</u>以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りではない。</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、<u>その他婚姻の予約をしてい</u><u>る者</u>を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りではない。</p> <p>ア 60歳以上の者(以下「高齢者」という。)</p> <p>イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの(以下「心身障害者」という。)</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障</p>

害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの(以下「引揚者」という。)

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれか

(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合、その他政令第6条第4項で定める場合、政令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第

に該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が（ア）又は（イ）に該当する場合 259,000円

（ア）同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

（イ）入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約をしている者を含む。以下同じ。）の年齢が40歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として町長が別に定める日）から2年以内である場合

イ 入居者が（ア）又は（イ）に該当する場合 214,000円

8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合、政令第6条第5項第2号に規定する金額。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、政令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(ア) 入居者又は同居者に前号イからエまで又はカのいずれかに該当する者がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号ウに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(準用)

第51条 第48条の規定による町営住宅の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第26条まで、第34条から第40条まで及び第53条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第30条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第34条第1項中「第15条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃及び割増賃料の決定、第17条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(準用)

第51条 第48条の規定による町営住宅の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第26条まで、第34条から第40条まで及び第53条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第30条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第34条中「第15条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃及び割増賃料の決定、第17条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。